○農林水産省環境省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十九日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成三十年一月四日

農林水産大臣　齋藤　健
環境大臣　中川　雅治

承認番号　17―46Ｐ―0018

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役　ダビッド・ブランコ 東京都中央区京橋二丁目５番18号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシ（*ATHB17 Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（MON87403, OECD UI：MON―87403―1）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二の十二第一項の規定に基づき、平成二十九年十二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第一条の二の十五の規定に基づき、公示する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	型式の変更の内容
第２号	Miura BWMS　HK		三浦工業株式会社	紫外線透過率の低い条件に対応するモデルの追加及び流量制御機能の追加

○国土交通省告示第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）並びに国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）並びに国際航海船舶等保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　イスタンブール事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Fahrettin Kerim Gokay Cad. Bagimsiz Bolum 7 ve 8, Ust Kat, 34662, Altunizade, Uskudar, Istanbul, REPUBLIC OF TURKEY
変更後	Nidakule Atasehir Kuzey, Barbaros Mah. Begonya Sok., No：3 Kat：27, 34746 Atasehir, Istanbul, REPUBLIC OF TURKEY

㈡　変更年月日　平成二十九年十二月二十五日

二　ムンバイ事務所　コロンボ出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
MUMBAI OFFICE COLOMBO SUB-OFFICE（ムンバイ事務所コロンボ出張所）	No. 7, Kothalawala Gardens, Colombo 4, DEMOCRATIC SOCIALIST REPUBLIC OF SRI LANKA

㈡　新設年月日　平成三十年一月一日

三　ダーバン事務所　アクラ出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
DURBAN OFFICE ACCRA SUB-OFFICE（ダーバン事務所アクラ出張所）	Nicholas Plaza, Off Meridian Road, Community 1, Tema, REPUBLIC OF GHANA

○防衛装備庁告示第一号

海上における射撃試験を次のとおり実施する。

平成三十年一月四日

防衛装備庁長官　鈴木　良之

日時　平成三十年一月十八日から同月二十四日までの間、毎日〇九〇〇から一六〇〇まで

区域　下北半島東方の次の㋐から㋔までの五地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋔の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯四一度二〇分一〇秒
東経一四一度三二分四七秒

㋑　北緯四一度一八分一〇秒
東経一四一度三三分四七秒

㋒　北緯四一度一五分一〇秒
東経一四一度二四分四七秒

㋓　北緯四一度一六分一〇秒
東経一四一度二四分四七秒

㋔　北緯四一度一五分一〇秒
東経一四一度二六分四七秒

その他

一　射撃試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、発射地点に赤旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。